

## 採用活動におけるハラスメント防止指針運用細則

### 第1条（目的）

本細則は「採用活動におけるハラスメント防止指針」（以下「指針」という）に基づき、当行における採用活動におけるハラスメント防止に関する具体的な運用方法および手続きを定め、適正な運用を確保することを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

本細則は、採用活動に従事するすべての役職員、リクルーター、インターンシップ担当者、業務委託者等に適用する。

### 第3条（採用活動の範囲）

本細則において「採用活動」とは、当行が行う採用に関連する一切の行為をいい、面接、会社説明会、OBOG訪問、インターンシップ等を含むものとする。

### 第4条（面談等の場所・時間の指定）

#### (1) 面談場所の指定

面談は、原則として営業店・本部等の面談にふさわしい施設内の会議室で行い、不適切な飲食店、個室ブース、密閉空間など応募者が心理的負担を感じる場所での面談は禁止する。

オンライン面談を実施する場合は、銀行が指定する公式ツール（例：Teams、Zoom等）を用いる。

#### (2) 面談時間の設定

面談は原則として銀行の営業時間内に実施する。学生の授業時間等に配慮し、やむを得ず上記時間外に予定する場合は、本人の同意を得たうえで実施する。

ただし、夜間（19:00以降）や早朝（8:00以前）の面談設定は原則禁止とする。

### 第5条（連絡手段・SNSの利用に関するルール）

#### (1) 公式連絡手段

応募者との連絡は会社の公式メールアドレス、公式電話または公式連絡用システムに限定し、個人のSNS・私的メール・個人携帯電話での連絡は一切禁止する。

#### (2) 禁止事項

- ① 個人のSNSアカウントの交換、フォロー、DM送信
- ② LINE、Instagram、X等での個人的なやり取り
- ③ 応募者の投稿内容の監視や評価など、選考と無関係な用途でSNSを確認すること

## 第6条（面談等を行う際の規則）

### (1) 態度・接触に関する規則

不必要な接触、私的情報の過度な質問、応募者の尊厳を損なう言動は禁止する。

「礼儀正しく、尊重を持って対応する」ことを定めた指針第4項の内容を厳守する。

### (2) 質問・会話に関する規則

以下の質問は禁止する

- ① 恋愛・結婚、容姿、性別役割に関する質問
- ② 転居可否を除く居住状況、宗教・思想など、採用に無関係な事項
- ③ プライベートに踏み込む内容
- ④ 性的な言動、性的関心を示す発言その他不快感や威圧感を与える表現

## 第7条（ハラスメント発生時の対応）

### (1) 相談窓口

指針の通りとする。

### (2) 内容の確認

採用選考、説明会、面接等の採用活動において、ハラスメントに該当する行為が発生した場合、またはその疑いが生じた場合には、速やかに事実関係の確認を行う。

事実確認に際しては、求職者の意向及び立場を十分に尊重し、心理的な負担や不利益が生じることのないよう配慮するとともに、関係者のプライバシー及び秘密の保持に十分留意する。

### (3) 再発防止

事案の内容及び確認結果を踏まえ、必要があると認められる場合には、就業規則その他の規程に基づき、行為者に対して適切な措置を講ずるとともに、当該事実が確認できなかった場合においても、同様の事案が生じないよう再発防止に努めるものとする。

### (4) 不利益な取り扱いの禁止

相談等を理由とした不利益な取扱いは一切禁止する。